

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]																
<p>第1章～第8章 (略)</p> <p>第9章 通信</p> <p>第1節 通信の種類等</p> <p>(通信の種類等)</p> <p>第42条 通信には、次の種類があります。</p> <p>ただし、X i ユビキタスに係る通信の種類は、データ通信モード及びショートメッセージ通信モードに、X i 特定接続に係る通信の種類はデータ通信モード（128k 通信モードを除きます。）に限ります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 類</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>データ通信モード</td> <td>(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては50Mb/s 以下、契約者回線への通信においては788Mb/s 以下で符号の伝送を行うためのもの (2) (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>第10章～第14章 (略)</p>	種 類	内 容	(略)	(略)	データ通信モード	(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては50Mb/s 以下、契約者回線への通信においては788Mb/s 以下で符号の伝送を行うためのもの (2) (略)	(略)	(略)	<p>第1章～第8章 (略)</p> <p>第9章 通信</p> <p>第1節 通信の種類等</p> <p>(通信の種類等)</p> <p>第42条 通信には、次の種類があります。</p> <p>ただし、X i ユビキタスに係る通信の種類は、データ通信モード及びショートメッセージ通信モードに、X i 特定接続に係る通信の種類はデータ通信モード（128k 通信モードを除きます。）に限ります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 類</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>データ通信モード</td> <td>(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては50Mb/s 以下、契約者回線への通信においては682Mb/s 以下で符号の伝送を行うためのもの (2) (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>第10章～第14章 (略)</p>	種 類	内 容	(略)	(略)	データ通信モード	(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては50Mb/s 以下、契約者回線への通信においては682Mb/s 以下で符号の伝送を行うためのもの (2) (略)	(略)	(略)
種 類	内 容																
(略)	(略)																
データ通信モード	(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては50Mb/s 以下、契約者回線への通信においては788Mb/s 以下で符号の伝送を行うためのもの (2) (略)																
(略)	(略)																
種 類	内 容																
(略)	(略)																
データ通信モード	(1) パケット交換方式により契約者回線からの通信においては50Mb/s 以下、契約者回線への通信においては682Mb/s 以下で符号の伝送を行うためのもの (2) (略)																
(略)	(略)																

料金表
通則 (略)

第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1～第2 (略)

第3 通信料
1 適用

通 信 料 の 適 用

(1)～(8)の2

(略)

(8)の3 データ定額パック
に係るデータ定額共有

ア～ソ (略)

タ 共有代表回線の契約者は、ハに規定する分割請求が適用されている場合を除き、共有代表回線又は共有対象回線ごとにその契約者回線が1の料金月において利用できる課金対象データ量を10GBを上限として1GBごとに設定する申出 (以下「データ量上限設定オプション」といいます。)を行うことができます。

チ 当社はデータ量上限設定オプションの申出があったときは、その申出のあった日を含む料金月以降の料金月において、その指定を受けた共有代表回線又は共有対象回線の累計課金対象データ量が、データ量上限設定オプションで設定しているデータ量の上限を超えたことを当社が確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間 (データ量上限設定オプションで設定しているデータ量を超える上限の設定の変更があったときは、そのことを当社が確認するまでの間) その共有代表回線又は共有対象回線について、128k通信を適用します。この場合において、128k通信の適用を受けている共有代表回線又は共有対象回線に係る課金対象データについては、第47条 (通信時間等の測定等) の規定にかかわらず、累計課金対象データ量の測定から除きます。

ツ～テ (略)

ト 当社は、共有回線群に属するX i に係る契約者からデータ定額共有を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、データ定額共有を廃止します。この場合において、その廃止のあったX i が共有代表回線であるときは、共有回線群の中から新たに共有代表回線を指定していただきます。

(ア)～ (イ) (略)

(ウ) ヌの(ウ)、ネの(ウ)又はノの(イ)に規定する条件を満たさなくなったとき。

(エ) (略)

ナ トの規定によるほか、当社は、共有代表回線の契約者から申出があったときは、共有回線群に属する共有対象回線とのデータ定額共有を廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そのデータ定額

料金表
通則 (略)

第1表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)

第1～第2 (略)

第3 通信料
1 適用

通 信 料 の 適 用

(1)～(8)の2

(略)

(8)の3 データ定額パック
に係るデータ定額共有

ア～ソ (略)

タ～チ (略)

ツ 当社は、共有回線群に属するX i に係る契約者からデータ定額共有を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、データ定額共有を廃止します。この場合において、その廃止のあったX i が共有代表回線であるときは、共有回線群の中から新たに共有代表回線を指定していただきます。

(ア)～ (イ) (略)

(ウ) ナの(ウ)、ニの(ウ)又はヌの(イ)に規定する条件を満たさなくなったとき。

(エ) (略)

テ ツの規定によるほか、当社は、共有代表回線の契約者から申出があったときは、共有回線群に属する共有対象回線とのデータ定額共有を廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、その

	<p>共有の廃止に係る紛議が生じたときは、当事者間において問題を解決していただきます。</p> <p>ニ トの規定により廃止のあったX i 又はX i コピキタスが共有対象回線であるときは、その廃止があった日を含む料金月までデータ定額共有の対象とし、その廃止があった日を含む料金月の翌料金月から(8)の2のウ又は本欄のカ若しくはキの規定により選択したシングルパック等を適用します。</p> <p>ただし、その廃止があった日からその廃止があった日を含む料金月の末日までの間にデータ定額パックに係る区分の変更又はデータ定額パックの廃止があったときは、この限りではありません。</p> <p>ヌ (略)</p> <p>ネ アからニの規定によるほか、ファミリーシェアパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>ノ アからニの規定によるほか、ビジネスシェアパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>ハ 当社は、共有代表回線の契約者から請求があったときは、<u>共有代表回線及びその契約者が指定する共有対象回線</u> (X i コピキタス・F O M A コピキタス及び限定利用プランに係るものを除きます。)の数に応じて、(8)の2のア、セ及びナ並びに本欄のサ (指定された共有対象回線に係るものに限りです。)及びシの規定により適用する定額通信料 ((8)の4に規定するデータ定額パックに係る定額通信料の月極割引の適用又は(9)に規定するデータ定額パックに係る定額通信料の割引の適用を受けているときは、その割引を適用した後の額)並びにテの規定により適用するX i データ通信料の合算額に係る債務を、当社が定める方法により均等に分割して、<u>共有代表回線及び指定された共有対象回線に請求</u> (以下この欄において「分割請求」といいます。)します。</p> <p>ヒ ハに規定するほか、分割請求の適用は次の(ア)から(キ)に定めるところによります。</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>(カ) タに規定する「データ量上限設定オプション」が適用されているときは請求できません。</p> <p>(キ) (8)の2のアで規定する上限回線数が30を超えるビジネスシェアパックを選択している共有代表回線から請求があったときは、その共有回線群の共有対象回線全てを指定していただきます。</p>		<p>データ定額共有の廃止に係る紛議が生じたときは、当事者間において問題を解決していただきます。</p> <p>ト ツの規定により廃止のあったX i 又はX i コピキタスが共有対象回線であるときは、その廃止があった日を含む料金月までデータ定額共有の対象とし、その廃止があった日を含む料金月の翌料金月から(8)の2のウ又は本欄のカ若しくはキの規定により選択したシングルパック等を適用します。</p> <p>ただし、その廃止があった日からその廃止があった日を含む料金月の末日までの間にデータ定額パックに係る区分の変更又はデータ定額パックの廃止があったときは、この限りではありません。</p> <p>ナ (略)</p> <p>ニ アからの規定によるほか、ファミリーシェアパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>ヌ アからの規定によるほか、ビジネスシェアパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>ネ 当社は、共有代表回線の契約者から請求があったときは、(8)の2のア及びシ並びに本欄のサ及びシの規定により適用する定額通信料 ((8)の4に規定するデータ定額パックに係る定額通信料の月極割引の適用又は(9)に規定するデータ定額パックに係る定額通信料の割引の適用を受けているときは、その割引を適用した後の額)並びにチの規定により適用するX i データ通信料の合算額に係る債務を、共有代表回線及び共有対象回線 (X i コピキタス及びF O M A コピキタスに係るものを除きます。)の数に応じて、当社が定める方法により均等に分割して請求 (以下この欄において「分割請求」といいます。)します。</p> <p>ノ ネに規定するほか、分割請求の適用は次の(ア)から(オ)に定めるところによります。</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p>
<p>(8)の4 データ定額パックに係る定額通信料の月極割引 (ずっとドコモ割)の適用</p>	<p>ア～エ (略)</p> <p>オ (8)の2のノ及び(8)の2のハの規定にかかわらず、当社は、データ定額パック (ケータイパックに係るものに限り)の適用を受けているX i (経過期間が180か月を超えている場合に限り)の契約者回線から行ったデータ通信モードに係る通信に関する料金については、その月間累計額が3,900円を超える場合は、3,900円をその月間累計額とみなして取り扱います。</p> <p>ただし、契約者が第20条の2 (定期契約者が行うフリーコースの選択)の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。</p>	<p>(8)の4 データ定額パックに係る定額通信料の月極割引 (ずっとドコモ割)の適用</p>	<p>ア～エ (略)</p> <p>オ (8)の2のヌ及び(8)の2のネの規定にかかわらず、当社は、データ定額パック (ケータイパックに係るものに限り)の適用を受けているX i (経過期間が180か月を超えている場合に限り)の契約者回線から行ったデータ通信モードに係る通信に関する料金については、その月間累計額が3,900円を超える場合は、3,900円をその月間累計額とみなして取り扱います。</p> <p>ただし、契約者が第20条の2 (定期契約者が行うフリーコースの選択)の規定により料金月の末日にフリーコースを選択している場合は、この限りではありません。</p>

(8)の5～(9)	(略)
(9)の2 定額通信料等に係る月極割引 (docomo with) の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ 当社は、そのXIIに係る1の料金月における次の(ア)から(ウ)に規定する料金の合計額（以下この欄において「定額通信料等」といいます。）について、アに規定する割引額を適用します。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の2のソ及び料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3の子に規定するX i データ通信料。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>ウ～ク (略)</p>
(10)～(24)	(略)

2 料金額 (略)

第4～第7 (略)

第2表～第6表 (略)

(8)の5～(9)	(略)
(9)の2 定額通信料等に係る月極割引 (docomo with) の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ 当社は、そのXIIに係る1の料金月における次の(ア)から(ウ)に規定する料金の合計額（以下この欄において「定額通信料等」といいます。）について、アに規定する割引額を適用します。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の2のソ及び料金表第1表第3（通信料）の1（適用）の(8)の3の子に規定するX i データ通信料。</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>ウ～ク (略)</p>
(10)～(24)	(略)

2 料金額 (略)

第4～第7 (略)

第2表～第6表 (略)

別表 1～別表 7 (略)

別表 8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者
1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	パラグアイ共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		TELEFONICA CELULAR DEL PARAGUAY S.A.	6	-	B	○
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表 1～別表 7 (略)

別表 8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者
1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	パラグアイ共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		TELEFONICA CELULAR DEL PARAGUAY S.A.	△6	-	△B	△
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 29 年 10 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 (略)

附 則 (平成 29 年 9 月 23 日経企第 1000 号)

(実施期日)

1 この改正規定は平成 29 年 9 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、通信の種類に関する部分については、平成 29 年 9 月 4 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に分割請求が適用されているときは、その共有回線群に係る全ての共有対象回線を指定しているものとみなして取り扱います。

オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 29 年 9 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 (略)

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]		[現 行]	
第 1 章～第 14 章 (略)		第 1 章～第 14 章 (略)	
料金表		料金表	
通則 (略)		通則 (略)	
第 1 表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)		第 1 表 料金 (国際アウトローミング利用料、無線 I P アクセス定額料及びその他のサービスの料金を除きます。)	
第 1 ～第 2 (略)		第 1 ～第 2 (略)	
第 3 通信料		第 3 通信料	
1 適用		1 適用	
通 信 料 の 適 用		通 信 料 の 適 用	
(1)～(7)の 3	(略)	(1)～(7)の 3	(略)
(7)の 4 データ通信モードの定額通信料に係るデータ定額共有	<p>ア～ケ (略)</p> <p>コ データ定額共有の開始は、カに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。ただし、次のいずれかに該当するときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月から適用します。</p> <p>(ア) 第 2 種契約者が、データ定額バックの選択と同時にデータ定額共有を選択した場合であって、カの規定によりその共有代表回線を指定して当社に申し出た全ての X i 、 X i コピキタス、F O M A 及び F O M A コピキタスにおいてデータ定額バックが選択されていないとき。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>サ～タ (略)</p> <p>チ 共有代表回線の契約者は、ハに規定する分割請求が適用されている場合を除き、共有代表回線又は共有対象回線ごとにその契約者回線が 1 の料金月において利用できる課金対象データ量を上限 1 0 G B を上限として 1 G B ごとに設定する申出 (以下「データ量上限設定オプション」といいます。)を行うことができます。</p> <p>ツ 当社はデータ量上限設定オプションの申出があったときは、その申出のあった日を含む料金月以降の料金月において、その指定を受けた共有代表回線又は共有対象回線の累計課金対象データ量が、データ量上限設定オプションで設定しているデータ量の上限を超えたことを当社が確認した時刻から当該料金月の翌料金月の初日の当社が定める時刻までの間 (データ量上限設定オプションで設定しているデータ量を超える上限の設定の変更があったときは、そのことを当社が確認するまでの間) その共有代表回線又は共有対象回線について、128k通信を適用します。この場合において、128k通信の適用を受けている共有代</p>	(7)の 4 データ通信モードの定額通信料に係るデータ定額共有	<p>ア～ケ (略)</p> <p>コ データ定額共有の開始は、カに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。ただし、次のいずれかに該当するときは、その申出を当社が承諾した日を含む料金月から適用します。</p> <p>(ア) 第 2 種契約者が、データ定額バックの選択と同時にデータ定額共有を選択した場合であって、ヌの規定によりその共有代表回線を指定して当社に申し出た全ての X i 、 X i コピキタス、F O M A 及び F O M A コピキタスにおいてデータ定額バックが選択されていないとき。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>サ～タ (略)</p>

	<p>表回線又は共有対象回線に係る課金対象データについては、第47条（通信時間等の測定等）の規定にかかわらず、累計課金対象データ量の測定から除きます。</p> <p>テ～ト （略）</p> <p>ナ 当社は、共有回線群に属する F O M A に係る契約者からデータ定額共有を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、データ定額共有を廃止します。この場合において、その廃止のあった F O M A が共有代表回線であるときは、共有回線群の中から新たに共有代表回線を指定していただきます。</p> <p>(ア)～(イ) （略）</p> <p>(ウ) ネの(ウ)、ノの(ウ)又はハの(イ)に規定する条件を満たさなくなったとき。</p> <p>(エ) （略）</p> <p>ニ ナの規定によるほか、当社は、共有代表回線の契約者から申出があったときは、共有回線群に属する共有対象回線とのデータ定額共有を廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そのデータ定額共有の廃止に係る紛議が生じたときは、当事者間において問題を解決していただきます。</p> <p>ヌ ナの規定により廃止のあった F O M A 又は F O M A ユビキタスが共有対象回線であるときは、その廃止があった日を含む料金月までデータ定額共有の対象とし、その廃止があった日を含む料金月の翌料金月から(7)の3のウ、カ又はキの規定により選択したシングルパック等を適用します。</p> <p>ただし、その廃止があった日からその廃止があった日を含む料金月の末日までの間にデータ定額パックに係る区分の変更又はデータ定額パックの廃止があったときは、この限りではありません。</p> <p>ネ ウからヌの規定によるほか、シングルパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(ウ) （略）</p> <p>ノ ウからヌの規定によるほか、ファミリーシェアパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(ウ) （略）</p> <p>ハ ウからヌの規定によるほか、ビジネスシェアパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(イ) （略）</p> <p>ヒ 当社は、共有代表回線の契約者から請求があったときは、共有代表回線及びその契約者が指定する共有対象回線（X i ユビキタス・F O M A ユビキタス及び限定利用プランに係るものを除きます。）の数に応じて、(8)の2のア、セ及びナ並びに本欄のサ（指定された共有対象回線に係るものに限ります。）及びシの規定により適用する定額通信料（(8)の4に規定するデータ定額パックに係る定額通信料の月極割引の適用又は(9)に規定するデータ定額パックに係る定額通信料の割引の適用を受けているときは、その割引を適用した後の額）並びにテの規定により適用する F O M A データ通信料の合算額に係る債務を、当社が定める方法により均等に分割して、共有代表回線及び指定された共有対象回線に請求（以下この欄において「分割請求」といいます。）とします。</p> <p>フ ヒに規定するほか、分割請求の適用は次の(ア)から(キ)に定めるところによります。</p> <p>(ア)～(オ) （略）</p> <p>(カ) タに規定する「データ量上限設定オプション」が適用されているときは請求できません。</p>		<p>チ～ツ （略）</p> <p>テ 当社は、共有回線群に属する F O M A に係る契約者からデータ定額共有を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、データ定額共有を廃止します。この場合において、その廃止のあった F O M A が共有代表回線であるときは、共有回線群の中から新たに共有代表回線を指定していただきます。</p> <p>(ア)～(イ) （略）</p> <p>(ウ) ニの(ウ)、ヌの(ウ)又はネの(イ)に規定する条件を満たさなくなったとき。</p> <p>(エ) （略）</p> <p>ト テの規定によるほか、当社は、共有代表回線の契約者から申出があったときは、共有回線群に属する共有対象回線とのデータ定額共有を廃止します。この場合において、共有代表回線に係る契約者は、そのデータ定額共有の廃止に係る紛議が生じたときは、当事者間において問題を解決していただきます。</p> <p>ナ テの規定により廃止のあった F O M A 又は F O M A ユビキタスが共有対象回線であるときは、その廃止があった日を含む料金月までデータ定額共有の対象とし、その廃止があった日を含む料金月の翌料金月から(7)の3のウ、カ又はキの規定により選択したシングルパック等を適用します。</p> <p>ただし、その廃止があった日からその廃止があった日を含む料金月の末日までの間にデータ定額パックに係る区分の変更又はデータ定額パックの廃止があったときは、この限りではありません。</p> <p>ニ ウからナの規定によるほか、シングルパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(ウ) （略）</p> <p>ヌ ウからナの規定によるほか、ファミリーシェアパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(ウ) （略）</p> <p>ネ ウからナの規定によるほか、ビジネスシェアパックに係るデータ定額共有の適用は、次のとおりとします。</p> <p>(ア)～(イ) （略）</p> <p>ノ 当社は、共有代表回線の契約者から請求があったときは、(7)の3のア及びリ並びに本欄のシ及びスの規定により適用する定額通信料（(7)の5に規定するデータ定額パックに係る定額通信料の月極割引の適用又は(7)の6に規定するデータ定額パックに係る定額通信料の割引の適用を受けているときは、その割引を適用した後の額）及びツの規定により適用する F O M A データ通信料の合算額に係る債務を、共有代表回線及び共有対象回線（X i ユビキタス及び F O M A ユビキタスに係るものを除きます。）の数に応じて、当社が定める方法により均等に分割して請求（以下この欄において「分割請求」といいます。）とします。</p> <p>ハ ノに規定するほか、分割請求の適用は次の(ア)から(オ)に定めるところによります。</p> <p>(ア)～(オ) （略）</p>
--	--	--	---

	(キ) (8)の2のアで規定する上限回線数が30を超えるビジネスシェアパックを選択している共有代表回線から 請求があったときは、その共有回線群の共有対象回線全てを指定していただきます。		
(7)の5～25	(略)	(7)の5～25	(略)
2 料金額 (略)		2 料金額 (略)	
第4～第7 (略)		第4～第7 (略)	
第2表～第7表 (略)		第2表～第7表 (略)	

別表 1～別表 8 (略)

別表 9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者
1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)(に係るグループ)			
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	パラグアイ共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		TELEFONICA CELULAR DEL PARAGUAY S.A.	6	-	B	○
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表 1～別表 8 (略)

別表 9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者
1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/sデジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)(に係るグループ)			
			通話モード	64kb/sデジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	パラグアイ共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		TELEFONICA CELULAR DEL PARAGUAY S.A.	△6	-	△B	△
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 29 年 10 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

附 則 (平成 29 年 9 月 23 日経企第 1000 号)

(実施期日)

1 この改正規定は平成 29 年 9 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、分割請求が適用されているときは、その共有回線群に係る全ての共有対象回線の全てを指定しているものとみなして取り扱います。

オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 29 年 9 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第1章 総則

第1条～第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	内 容
1～4 (略)	(略)
5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿、株式会社シー・ティー・ワイ、 <u>近鉄ケーブルネットワーク株式会社</u> 又は株式会社エヌ・シー・ティ
6～31 (略)	(略)

第2章 (略)

第3章 IP通信網契約

第1節 契約の種類

(契約の種類)

第7条 IP通信網契約には、次の種類があります。

(1)～(3) (略)

2 前項に規定する第3種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種類があります。

種 別	事 業 者 名
第3-1種契約	株式会社ケーブルネット鈴鹿
第3-2種契約	株式会社シー・ティー・ワイ
第3-3種契約	<u>近鉄ケーブルネットワーク株式会社</u>
第3-4種契約	株式会社エヌ・シー・ティ

[現 行]

第1章 総則

第1条～第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	内 容
1～4 (略)	(略)
5 特定CATV事業者	株式会社ケーブルネット鈴鹿又は株式会社シー・ティー・ワイ
6～31 (略)	(略)

第2章 (略)

第3章 IP通信網契約

第1節 契約の種類

(契約の種類)

第7条 IP通信網契約には、次の種類があります。

(1)～(3) (略)

2 前項に規定する第3種契約には、次表に定める特定CATV事業者ごとに種類があります。

種 別	事 業 者 名
第3-1種契約	株式会社ケーブルネット鈴鹿
第3-2種契約	株式会社シー・ティー・ワイ

3 前2項に規定する第1種契約、第2種契約、第3-1種契約、第3-2種契約、第3-3種契約及び3-4種契約には、次の種別があります。

(1)~(2) (略)

第2節 (略)

第3章~第12章 (略)

第13章~第15章 (略)

3 前2項に規定する第1種契約、第2種契約、第3-1種契約及び第3-2種契約には、次の種別があります。

(1)~(2) (略)

第2節 (略)

第3章~第12章 (略)

第13章~第15章 (略)

料金表
通則（略）

第1表 料金
第1 基本使用料
1 適用

基本使用料の適用

(1) I P 通信網契約の
基本使用料の適用

ア I P 通信網契約の基本使用料には、次の料金種別があります。

- (ア) (略)
- (イ) (略)
- (ウ) 第3種契約に係るもの

① 一般契約に係るもの

区 分		基本使用料の料金種別
プロバイダありプラン	タイプC	ドコモ光戸建タイプC
		ドコモ光マンションタイプC

② 定期契約に係るもの

区 分		基本使用料の料金種別
プロバイダありプラン	タイプC	ドコモ光戸建タイプC
		ドコモ光マンションタイプC

料金表
通則（略）

第1表 料金
第1 基本使用料
1 適用

基本使用料の適用

(1) I P 通信網契約の
基本使用料の適用

ア I P 通信網契約の基本使用料には、次の料金種別があります。

- (ア) (略)
- (イ) (略)
- (ウ) 第3種契約に係るもの

① 一般契約に係るもの

(1) 第3-1種契約に係るもの

区 分		基本使用料の料金種別
プロバイダありプラン	タイプC	ドコモ光戸建タイプC
		ドコモ光マンションタイプC

(2) 第3-2種契約に係るもの

区 分		基本使用料の料金種別
プロバイダありプラン	タイプC	ドコモ光戸建タイプC
		ドコモ光マンションタイプC

② 定期契約に係るもの

(1) 第3-1種契約に係るもの

区 分		基本使用料の料金種別
プロバイダありプラン	タイプC	ドコモ光戸建タイプC
		ドコモ光マンションタイプC

	イ～ス (略) (注) (略)
(2) (略)	(略)

2 料金額

2-1~2-2 (略)

2-3 第3種契約に係るもの

区 分				料金額 (月額)
				次の税抜額 (かっこ内は税込額)
一般契約 に係るもの	プロバイダありプラン	タイプC	ドコモ光戸建タイプC	6,700円 (7,236円)
			ドコモ光マンションタイプC	5,000円 (5,400円)
定期契約 に係るもの	プロバイダありプラン	タイプC	ドコモ光戸建タイプC	5,200円 (5,616円)
			ドコモ光マンションタイプC	4,000円 (4,320円)

	(2) 第3-2種契約に係るもの	
	区 分	基本使用料の料金種別
	プロバイダありプラン	タイプC ドコモ光戸建タイプC
	ン	ドコモ光マンションタイプC
	イ～ス (略) (注) (略)	
(2) (略)	(略)	

2 料金額

2-1~2-2 (略)

2-3 第3種契約に係るもの

2-3-1 第3-1種に係るもの

区 分				料金額 (月額)
				次の税抜額 (かっこ内は税込額)
一般契約 に係るもの	プロバイダありプラン	タイプC	ドコモ光戸建タイプC	6,700円 (7,236円)
			ドコモ光マンションタイプC	5,000円 (5,400円)
定期契約 に係るもの	プロバイダありプラン	タイプC	ドコモ光戸建タイプC	5,200円 (5,616円)
			ドコモ光マンションタイプC	4,000円 (4,320円)

2-3-2 第3-2種に係るもの

区 分				料金額 (月額)
				次の税抜額 (かっこ内は税込額)
一般契約に係るもの	プロバイダありプラン	タイプC	ドコモ光戸建タイプC	6,700円 (7,236円)
			ドコモ光マンションタイプC	5,000円 (5,400円)
定期契約に係るもの	プロバイダありプラン	タイプC	ドコモ光戸建タイプC	5,200円 (5,616円)
			ドコモ光マンションタイプC	4,000円 (4,320円)

別表1～別表2 (略)

別表1～別表2 (略)

附 則 (平成 29 年 8 月 23 日経企第 1000 号)
この改正規定は、平成 29 年 9 月 1 日から実施します。